

③ 笠間市民による笠間市へのふるさと納税のお願い

問 笠間市へのふるさと納税：税務課(内線 113)

ふるさと納税全般：企業誘致・移住推進課(内線 594)

ふるさと納税は、応援したい地域を選んで寄附ができる制度ですが、地元である「笠間市」へもふるさと納税(寄附)をすることができます。

寄附額から2,000円を除いた金額が、所得税や住民税から控除されます。(一定の上限あり※)

制度上、返礼品を贈呈することはできませんが、笠間市民による地元笠間市への寄附は、住民税として納めていただく以上に市の純粋な収入増につながり、財政運営上、大きな効果をもたらすと同時に、ふるさと納税の使い道を選択することで、市政に寄附者自身の思いを反映させることもできます。

将来世代に負担を先送りすることがない健全な財政運営を行うため、収入(財源)確保策の一つとして、市民の皆さんのご支援をよろしくお願いします。

※9月1日から受け付けを開始しています。

手続方法

- ・窓口受付 本所税務課・各支所地域課で寄附
- ・インターネット受付 「笠間市ふるさとチョイス」で検索、「お礼の品不要の寄附をする」をクリックして寄附

※自己負担2,000円でふるさと納税できる上限額(控除限度額)は収入や家族構成により異なります。

詳しくは市ホームページ(右の二次元コード)をご覧ください。



市ホームページ

④ マイナポイントは9月30日までにお申し込みください

問 デジタル戦略課(内線 217)

最大20,000円分のマイナポイントの申込期限は、9月30日(土)までです(申込終了日は各決済サービスで異なります)。

令和5年2月末までにマイナンバーカードを申請してマイナポイントを受け取っていない方は、お急ぎください。

詳細は、マイナポイント事業総合サイト(右の二次元コード)でご確認ください。



スマートフォン操作が苦手な方は、マイナポイント申込支援コーナーでマイナポイント申込支援が受けられますので、ご利用ください。

日時 平日：午前9時～午後5時(最終受付：午後4時45分)

※予約は不要です。日時は変更になる場合があります。

場所 市役所本所、笠間支所、岩間支所(市民センターいわま)

持ち物 マイナンバーカード ※カードの暗証番号(数字4桁)も必要です。

●土日の受付日(本所のみ)：9月9日・10日・23日・24日・30日

**市税等は納期限を過ぎると延滞金が増加されます。
納期限内の納付をお願いします。**